IADL/COLAP

UPR日本審査・グリーンピース日本との共同声明

弁護士 長谷川 弥生

2017年11月に国連欧州本部 (ジュネーブ) において国連 UPR日本審査が行われた。審査に 先立って日本の人権状況について各種 NGO から国連高等弁務官事務所に文書での情報提 供の機会があり、グリーンピース日本による情報提供文書に賛同して JALISA も共同署名を行っ た。

その内容、また日本審査への反映について報告する。

第1 共同署名文書概要

福島原発事故、また、事故後の被害回復の過程において、女性と子どもはぜい弱な立場におかれており、心身の健康の権利、健康的な環境で生きる権利、差別から保護される権利など、さまざまな権利を侵害されている。それは復興計画過程に女性の意見が十分に反映されていないためである。

望ましい勧告案は以下のとおり。

- 1 被害者の損失のすべてを補償すること、すなわち、個々人がどこで生きていくかを選択する権利を自由に行使することができるよう、避難者への補償や住宅支援の継続、コミュニティ喪失への賠償、を含むすべての補償をすること。
- 2 将来の避難解除やエネルギー計画や原子力再稼働決定に関するすべての意思決定過程において、女性に、男性と同様の、完全かつ平等な参加と公的役割を確保すること。
- 3 福島で影響を受けた女性の経済的自立を目的としたイニシアチブを発展させ支援すること、 経済的自立には、女性の起業支援、収入格差の解消、女性の状況や仕事の環境を改善することも含む。

(原文は後掲 1 "Recommendations for the Japanese Government")

第2 UPRでの勧告

日本審査において、日本の人権状況について、106の国から218の勧告がなされた。そのうち、 福島問題に関してオーストリア、ポルトガル、ドイツ、メキシコ、4か国から勧告が出された(勧告は 後掲2)。健康問題、被害回復についての意思決定過程における男女平等、妊婦や子どもの健康問題等について述べられた。とりわけポルトガル、ドイツによる勧告内容はグリーンピース日本による情報がほぼ反映された形となり、功を奏した。UPRでのすべての勧告について日本政府は、2018年3月の人権理事会までに、勧告の受け入れの可否について回答しなければならない。日本政府の動向に引き続き注目し、グリーンピース日本と共同してアピールしていきたい。

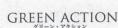
- 1 Recommendations for the Japanese Government (次頁以降)
- 2 UPR 日本審査・福島問題に関する勧告部分の抜粋
 - 6.215. Continue providing support for the voluntary evacuees from the high radiation areas of Fukushima, with housing, financial and other life/assisting means and with periodic health monitoring of those affected, in particular those who were children at the time of the accident (Austria);
 - 6.216. Apply the Guiding Principles on Internal Displacement to all those impacted by the Fukushima Daiichi nuclear disaster in order to ensure full and equal participation for both women and men in decision making processes regarding their resettlement (Portugal);
 - 6.217. Respect the rights of persons living in the area of Fukushima, in particular of pregnant women and children, to the highest level of physical and mental health, notably by restoring the allowable dose of radiation to the 1 mSv/year limit, and by a continuing support to the evacuees and residents (Germany);
 - 6.218. Guarantee access to health services for those affected by the Fukushima nuclear accident, as well as for the generations of survivors of the use of nuclear weapons (Mexico).











Fact Sheet:

Japan - the Fukushima nuclear accident and women & children's rights

Overview

Japan has long been a nation characterized by a significant gender imbalance in power and resource distribution. For example, for the past decade, it has consistently been ranked in approximately the bottom third of nations evaluated in the World Economic Forum's Gender Gap Index – together with countries like Cambodia, Qatar, Nigeria, and the United Arab Emirates, among others. In 2006, Japan was 79th out of 115 countries evaluated. In 2016, it had fallen to the bottom quartile, ranking at 111th out of 144 countries evaluated. Of the most recent ranking of the 34 OECD countries on gender wage gap, Japan had the third largest gender wage gap, with only South Korea and Estonia having greater income disparity between the sexes.

Japan also has the second lowest proportion of female managers among OECD countries. In December 2015, the five-year "Fourth Basic Plan on Gender Equality" was adopted by the Cabinet, which lowered the target set in 2003, which aimed to have 30% of leadership positions in all areas to be held by women by 2020. The new target reduces the female leadership goal to 7% of middle-managerial positions to be held by women in the central government and 15% of middle-managerial positions in the private sector.

These significant income and leadership disparities place women at an enormous disadvantage across all aspects of civil and private life compared to their male counterparts.

Fukushima Disaster

The 2011 Fukushima Daiichi nuclear disaster had an enormous impact on all those in the affected communities – whether they chose to evacuate or to stay – but the greatest burdens and consequences have fallen on vulnerable populations, notably: women, children, the elderly, and people with disabilities. It is one of only two INES Level 7 events in world history – the other being Chernobyl – and has resulted in an ongoing human security crisis due to the failures of successive Japanese governments to protect the human rights of survivors.

We are particularly concerned with the violations of women's and children's rights, both in the immediate aftermath and as a result of the current reconstruction policies, as women and children are more vulnerable to both the health effects of radiation exposure and are at greater economic and political disadvantage. These violations include: the right to the highest attainable standard of physical and mental health, including the right to information and participation in matters impacting one's health; the right to a healthy environment; the right to housing; the rights of Internally Displaced Persons – including the unique needs of vulnerable groups, such as the right of women to be protected from gender-based violence; and the rights of the Child to participation, health, survival, and development – including the right to play.

Representation

Women were, and continue to be, significantly underrepresented in decision-making bodies for emergency planning, evacuation center leadership, and reconstruction. Thus, in the emergency response in 2011, women had little say in decisions that immediately affected them, as was noted in the 2013 report by the UN Special Rapporteur on the Right to Health⁴ Anand Grover following his visit to Japan to assess the situation of Fukushima disaster survivors.⁵









GREEN ACTION

This lack of representation and opportunity to participate in decisions that directly affect the lives of women has persisted in the Japanese Government's reconstruction efforts. The Reconstruction Agency's senior management, including the Federal Minister, State Ministers, and Parliamentary Vice-Ministers are all men.⁶

Further, the regional bureau and branch chiefs and vice-chiefs are also all male. The national Reconstruction Promotion Council⁸, a Ministerial-level entity headed by Prime Minister Shinzo Abe, which includes all 19 Ministers, eight of the Vice-Ministers, and the Deputy Chief Cabinet Secretary, does have two women out of its total 29 participants. This is solely because it is a cross-agency council and the Minister of Justice and the Minister for Internal Affairs and Communications/Minister of State for the Social Security and Tax Number System are women. This body is responsible for the coordination and implementation of the reconstruction efforts. Further, the Reconstruction Promotion Committee⁹ – which monitors the reconstruction progress and acts as an expert advisory body to the Prime Minister – does include five women on a committee of 15 people. Yet even here, women are outnumbered 2 to 1.

Given this gross underrepresentation of women in the decision-making and advisory bodies that are creating and implementing the reconstruction policies, including the lifting of evacuation orders, the opportunity for women's interests, needs, and concerns to be reflected in formal policies is all but non-existent.

Health

Women and children are more vulnerable to the effects of ionizing radiation than are adult men. Further, female fetuses, infants, and girls are at far greater risk than their male counterparts.¹⁰ It is particularly important for women who are pregnant or may become pregnant to avoid unnecessary, i.e. excluding medically required, ionizing radiation exposures, both internal and external.

The Japanese government has maintained its post-disaster elevated limit of up to 20 mSv/year as its resettlement standard. It is important to understand that an area with a 20 mSv/year dose rate in 2011 would result in a much lower lifetime dose for someone residing there than an area at 20 mSv/year in 2017. This is because an area with contamination causing dose exposures up to 20 mSv/year in 2011 would include both long- and shorter-lived radionuclides. For these areas, fairly rapid reductions in radiation levels would be expected in the next 5 years due to the fast decay of these short-lived radionuclides. In contrast, in 2017, as short-lived radionuclides have largely decayed, contamination is primarily from long-lived radionuclides that persist in the environment for decades to centuries. Thus, an area with contamination causing dose exposures up to 20 mSv/year currently will remain persistently contaminated at high levels for the foreseeable future. The very gradual reductions, largely following the long decay times of the radionuclides present, would result in far higher lifetime exposures.

The resettlement policy does not acknowledge this increases risk to women and children living in a contaminated environment, but actively downplays those risks. Children appear to be particularly targeted by this effort. As was noted by UN Special Rapporteur Grover misleading information was presented to children in their textbooks as mandatory reading.¹¹

This lack of accurate information, paired with the loss of housing support for those evacuated from outside the designated zones in March 2017, and the loss of compensation payments in 2018 to the evacuees in the areas where orders were lifted, presents an urgent and immediate threat to survivors' right to life, right to health, right to housing, and right to environment.

Disproportionate Economic Impacts

As a result of the significant gender income disparity in Japan, women were in a uniquely disadvantaged position for coping with the impacts of the Fukushima Daiichi disaster according to their own wishes.









GREEN ACTION

Compounding these economic hardships, the Japanese Civil Code treats each household as a unit. Support and compensation payments are directed solely to the head of household, which is typically the adult male. This worsens unequal household power distribution and decision-making ability and is particularly cruel in domestic violence situations. Female Fukushima evacuees thus face a unique set of circumstances that place them at greater risk for poverty, including: significantly less pre-disaster income than their male counterparts; loss of income and property post-disaster; marital discord resulting from differences of opinion on radiation risks and whether to evacuate resulting in a potential split with the primary income earner in the household; lack of access to compensation money and/or inadequate compensation; and relocation and child rearing costs. Is

The Japanese government continues to fail to address this problem. According to a 2013 analysis by Y. Ando, of the Fukushima Bar Association, in the disaster recovery efforts: "[t]here is no emphasis however, on assisting women to become financially independent, women's workplaces and the conditions and foundations for business start-ups by women are not being supported, and many women are now left facing poverty. Single mothers are especially challenged by these conditions." ¹⁴

Fukushima survivors are now facing an impossible dilemma – whether to return for economic reasons or to try to stay in the uncontaminated community to which they evacuated without any support. This a human rights crisis that is a direct and deliberate consequence of the Japanese government's resettlement policies.

Recommendations for the Japanese Government

- Ensure survivors are fully compensated for their losses including continuation of compensation
 payments and housing support for those who choose to remain evacuated, and compensation for those
 returning for their loss of community, in order that individuals may freely exercise their right to choose
 where to live; and,
- Ensure full and equal public participation and a formal role for women as well as men in all decisionmaking processes regarding future lifting of evacuation orders, emergency planning schemes, and nuclear restart decisions.
- Develop and support initiatives aimed at helping Fukushima-impacted women achieve financial independence including, but not limited to, supporting women's startup businesses, addressing income gaps, and improving the conditions and workplaces of women.

^{1 &}quot;The Global Gender Gap Report 2006." The World Economic Forum. http://www3.weforum.org/docs/WEF_GenderGap_Report_2006.pdf

² "The Global Gender Gap Report 2016." World Economic Forum. http://reports.weforum.org/global-gender-gap-report-2016/economics/ - economy=JPN

³ "Data: Gender Wage Gap." OECD: Gender Equality. https://www.oecd.org/gender/data/genderwagegap.htm

⁴ These failures resulted in a lack of preventative measures to mitigate gender-based violence, a lack of support networks for victims of sexual and domestic abuse, an inability to access resources, as compensation payments were predominantly distributed to male heads-of-household (a particular problem in domestic violence situations), and a lack of basic needs being met in evacuation centers, such as the provision of sanitary materials and privacy for changing clothing and breastfeeding. See, Grover, A. (2 May 2013). "Report of the Special Rapporteur on the right of everyone to the enjoyment of the highest attainable standard of physical and mental health, Anand Grover. Addendum. Mission to Japan (15 - 26 November 2012)." Human Rights Council, United Nations. Twenty-third Session. Agenda Item 3. Promotion and protection of all human rights, civil, political, economic, social and cultural rights, including the right to development. https://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/RegularSession/Session23/A-HRC 23-41-Add3 en.pdf
Unequal Impact: Women's and Children's Human Rights Violations and the Fukushima Daiichi Nuclear Accident. March 2017. Greenneace Janan.

Unequal Impact: Women's and Children's Human Rights Violations and the Fukushima Daiichi Nuclear Accident. March 2017. Greenpeace Japan. http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/Uequal-impact-en.pdf

Reconstruction Agency: About Us. English. http://www.reconstruction.go.jp/english/topics/About_us/Accessed 17 March 2017.
This information was not available on the website or in any readily accessible document. Greenpeace, thus, called the three regional bureaus directly (Fukushima, Miyagi, and Iwate) to request this information for both the regional and branch offices. This statement is based on the verbal information provided by the three regional offices in March 2017.

⁸ 復興推進会議 構成員 http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-1/20170310_sankoushiryou1.pdf

⁹ 復興推進委員会 委員名籍 http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-2/20170306 fukkohsuishin-iinkai.pdf

¹⁰ Unequal Impact. op cit. pgs. 29-34.

¹¹ Grover, A. op cit. (2013).

¹² Ibid.

¹³ Greenpeace Japan. op. cit. (March 2017).

¹⁴ Ando, Y. op. cit. (2013).

NUPL10周年記念大会

弁護士 中峯 将文

1 私は、9月16日~17日にフィリピンで開催されたNUPLの10周年記念大会に参加しましたので、 不正確な点もあるかもしれませんが、報告いたします。

2 国際会議への参加は、ネパールで開催されたCOLAP VIに続き2回目です。COLAP VIで、アジアの法律家や人権活動家から各国の人権状況について聞けたり、ネパールの人々の暮らしの様子を直に見られたりしたことから、国際会議に関心を寄せていました。もっとも、私は英語を話せないので、今回の会議に誘われた時は躊躇しました。しかし、内容が分からなくても雰囲気が感じ取れればいいとのことでしたので、思い切って参加を決めました。そのような軽い気持ちで参加を決めたのですが、出発前日になって、一緒に行ってくれるはずの先生が体調不良で不参加との連絡をもらい、急遽私一人での参加となってしまいました。英語ができないというのは、ホテルのチェックインさえ満足にできないレベルなので、大変に困りました。連絡をもらってから急いで専門通訳を探したので、手配できたのはフィリピンに着いてからでした。

どんな通訳者が来てくれるのか分からず不安でしたが、フィリピンに10数年住みフィリピンの社会問題を取材している女性で、会議に参加していた方数名とも知り合いの方でした(私よりも興味津々で会議の話を聞いていました。)

- 3 前置きが長くなりましたが、会議には、アジアの法律家の他、先住民、BAYANという政治団体のメンバー、元政治犯、フィリピン大学の教授や学生等、様々な立場の方々が参加していました。
- 4 最初に、法律家の役割について、「現在、フィリピンでは数々の人権侵害が発生しており、 法律家が取り組むべき事項が増えている。このような時に、NUPL10周年の会をフィリピンで開催できることはとても価値のあることである。まずは現状を学び、海外の人にフィリピンの人権状況を伝えてもらいたい。」「犠牲になっている人々の正義のために弁護士という専門知識を活かして人権問題に取り組むことができるのはあなたたちだけ。」などと語られました。
- 5 ここでいわれる人権侵害の中で最も大きなものの内の一つが、麻薬取締りに関して行われるいわゆる「超法規的殺人」です。参加者は、「麻薬戦争」と表現していました。ドゥテルテ大統

領による容赦ない麻薬の取締りは日に日にエスカレートし、麻薬の売人や使用の疑いをかけられた者で、警察や自警団によって司法手続きを経ることなく殺害された者は、政府の発表で5000人に及びます (メディアの発表ではこの2倍を超える)。8月には首都圏での大規模麻薬捜査中に、無抵抗の未成年が殺害されました。しかし、フィリピン政府は、国連人権理事会からの超法規的殺人に対する勧告があったにもかかわらず拒絶の意思を表明しています。一方、ドゥテルテ大統領の国民の支持率は依然として高いとの調査結果もあります。

NUPL会長のNeri氏は、「政府は、どんな犯罪でも麻薬と関連付ければ黙るしかない状況を作っている。麻薬犯には人権がない、殺されて当たり前という一般の人のイメージと闘わなければならない。法律で無罪を証明できる権利が認められている。私たちは、今ある法律を適用して声を上げる勇気を持たなければならない。また、過度の取締りは、政治に利用されている節もある。死刑制度の復活や麻薬取締等の政府の方針に反対する者に対し疑いをかけ見せしめに殺している。さらに、生活のためにお金が必要でやむなく麻薬を売る者もいる。その人が殺されてはならない。人権を守る(貧困問題をなくす)ことで麻薬をなくすという基本を忘れてはならない。弁護士だけでなく皆でこの現状を変えなければならない。これは必ず勝つことができる。政治は我々のもとにある。」と訴えました。

6 また、会では、政府と共産党の和平交渉の状況についても報告がありました。

報告では、「今年の6月までに4回の交渉がもたれ、武装闘争の原因、恒久平和、自決権、国際人権法に基づいた話合いについて話し合われた。ドゥテルテ大統領は、選挙中に政治犯を開放することに言及し期待したが、結局これを実行しなかった。また、農地改革に意欲を見せていた農地改革相を不承認として、農地改革もしないと言ってきた。農地改革をなくして貧困問題は解決できない。これにより、交渉は決裂せざるを得なかった。我々は、政治犯の解放と農地改革を求め続けるし、武器は捨てない。このスタンスを変えることはない。」と訴えました。



7 私は、別件で会を中座しましたが、フィリピン滞在二日目、フィリピンの法律家の企画により、ミンダナオ島に住む先住民の人々の話を聞く機会がありました。彼らは、「政府から居住することを認められてきたが、ある時、突然に外国の企業が入っていて立ち退くように言われた。私たちは、何年も前から、爆撃、脅迫、嫌がらせ、そして強制立ち退きを迫られている。土地を守るために戦っているが、政府は、私たちが新人民軍やISに加担したとの疑いをかけ、標的にした。」と話されました。フィリピンの先住民は、彼らの住む土地に鉱物その他の豊富な天然資源が存在するために、経済発展を優先する政府や外国企業の連合体によって土地を収奪され、抗えば弾圧されるのです。「戒厳令は、空爆による軍の人権侵害を合法化し、土地や権利を求めて戦う先住民族やその支援者を弾圧するために使われてきた。」とも話されました。

8 経済発展のために土地を収奪され生活を脅かされる人々が、フィリピン都市部にも存在します。私は、通訳者の口利きで、ケソンシティのスラム街に入ることが出来ました。ケソンシティでは、アヤラ財閥の手で高層ビル群がどんどん建設されており、それに伴い、スラム街の住民は、自身の住居の立ち退きを強く迫られ、強制撤去も行われています。私は、壁を隔ててカジノ施設・ホテル等の高層ビルとスラム街に別れているその様、及び、数日前に強制撤去され廃墟と化した家(撤去後のコンクリートブロックだけが残されていたのでもはや家ではありません)を見ました。ある日突然に重機で家を壊され、補償もなく放り出されるという状況が発生しているのです。



IADL執行部会(IADL BUREAU)の報告

IADL BUREAU 笹本 潤

- 1. IADLは2017年4月にトーゴでBUREAU会議をした後、11月29·30日にベトナム・ホーチミン市でBUREAU会議を開催した。参加者は地元ベトナムを入れて約50人だった。日本からの参加者は、新倉、井上、笹本の3人。なお、議事録は井上啓さんに取ってもらった。
- 2. 今後は2019年春にIADL大会がアルジェリアで開催されることが決定された。また来年のBUREAU会議は、ヨルダン川西岸、キエフ、フィリピンが候補地となった。
- 3. 最初に参加者の中から、当面の議題として取り上げるべきものについての自由討論があり、USからサウジアラビアへの資金投入、トランプの横暴な政治手法、インドの勢力拡大、西アジアの情勢、さらにサハラ、ジンバヴェ、リビアなとのアフリカ情勢、気候変動問題、ジハードなどの宗教問題、新選挙を終えたネパール情勢など様々な問題提起がされた。
- 4. IADLの国連の活動について

IADLの国連活動について、ニューヨーク代表のレノックス氏とジュネーブ代表のミコル氏から6月からこれまでの報告がなされ、ミコル氏からは6月の人権理事会ではJALISAからのサポートがあったこと、そして11月6日に日本でトランプの来日韓に合わせて法律家5団体で共同で抗議声明を出したことなどが紹介された。私(笹本)から、沖縄の基地の活動家・山城さんを長期間拘束した人権侵害と、この間のミコル氏がジュネーヴで政府・NGOに人脈を広げてきたことに言及し、さらにIADLの国連での活動が持続するように財政を確立する必要を訴えた。

IADLの国連の活動報告書「Bulletin」については、費用もかさむし、今後はE メールなどで対応できるのではないかとの意見が出された。また、国連での発言に ついて事前にビューローメンバーで討議すべき必要性が確認された。

5. フィリピン問題について、ネリ氏から緊急提案とIADLに行動要請があった。11 月28日、フィリピンのネグロス島で現地調査中の二人のカラパタンの人権活動家が殺されたことに対し、ネリ氏は、①政府に解決要請の手紙を出す、②緊急対策チームを作る、③IADLで企画を打つ、④ICCでドゥテルテと闘う、との要請を行った。緊急声明については、各国のフィリピン大使館への要請と各国政府に説

明を求めさせる行動の提起もされた。

- 6. 北朝鮮問題については、会長のジーン・マイラー氏から東京でトランプの来日韓に合わせて出された11月6日声明について高く評価され、ミコル氏がこれを読み上げ、スクリーンに声明文の全文が映しだされた。私(笹本)からは、軍事的挑発が日韓の米軍基地から発動され、北朝鮮との軍事的緊張を増大させていることを発言した。朝鮮民主法律家協会(北朝鮮)からは今回の会議や先の声明に関する謝意が述べられ、現実に日米韓の軍事的プレッシャーが最高潮にあることが指摘された。また、韓国からは、外国勢力によって民族が分断されたが、今後の統一のためには世界の人々の力が必要であると述べられた。そして、ロラン・ヴェイユ氏は、北朝鮮に対するプロパガンダが盛んだが、これは民族自決の問題であり、一つの民族が二つの国家に分断されているので、これは一つにできるはず、そして朝鮮半島の非軍事化、日米と韓国がこの地域に軍事力を持ち込まない「非軍事エリア」とすることが大事だとの指摘がなされた。
- 7. パレスチナ問題が議論された。イスラエルのパレスチナに対する攻撃は国連ではなかなかとり上げられない。アメリカを始め西側諸国がボイコットをする。この問題の被害者はあくまでパレスチナであってイスラエルが加害者である。2018年は世界で一斉にパレスチナのための行動提起の年にしたいとの提起がされ、IADLとして取り組んでいくことが確認され、チームも確認された。
- 8. 気候変動・環境問題については、リチャード・ハーベイ氏から基調報告があり、フィリピンでのグリーンピースを含む14団体の石化企業に対する共同抗議活動、ノルウェーのオスロ裁判所が政府に2020年までにグリーンハウスガス(温室効果ガス)を減少する目標を設定することを命じた裁判、スイスで65歳以上の女性540人以上が政府の環境政策に反対して裁判を起こしたこと、ICCが環境破壊についてその権限を広げていることなどがスライドで示された。そして、2016年11月のパリ合意を推進すること、環境を守る闘いは、世界中の子供たち、そして将来の子供たちのための闘いであると報告がされた。
- 9. そのあと、私(笹本)からは、福島原発災害が出した放射能汚染は重大な環境破壊であること、政府は放射線量が年間20 mcvの地域に避難者の帰還を進めているが、国際基準は年間1 mcvであること、政府は原発を再稼働させようとしていること、放射能事故の損害賠償裁判が各地で起こされていることなどが報告され、11月6日にグリーンピースと共同で福島原発事故についての記者会見をしたことが他のビューローメンバーから評価された。バングラデシュのハッサン氏からは、多国籍

企業による環境破壊は犯罪ではないか、ベンガル湾岸の汚染について指摘があった。フィリピンのネリ氏からは、US、オーストラリア、カナダの合弁プラントを相手に2018年に環境裁判を起こす予定であり、IADLにアドバイスをしてほしいと要請があり、調査・支援の有志チームが募集された。ネパール、パキスタンからは、山岳地帯の融雪被害が問題とされていると報告された。

- 10. トルコの法律家逮捕の問題については、IADL BUREAUメンバーでトルコの CHDのセルチュック氏が逮捕され、数ヶ月間にわたり身柄拘束されている問題に ついて話し合われた。現在、裁判が始まっているが、IADL としては裁判の期日 を把握して視察に入るべきである、ただし、トルコでは多くの裁判官や検察官も 逮捕されており、司法制度自体が崩壊しているので困難な状況である。他の人権 団体と協力して、多くの抗議書を政府・裁判所に送るべきである。何ができるか ヤン事務局長からメンバーに情報を流すことになった。
- 11. その他、ハイチの財政危機、ベネズエラの経済危機、ネパールの選挙結果、ウクライナ、フィリピンでドゥテルテによって麻薬撲滅の名のもとに虐殺が行われていること、カタルーニャのナショナリズム問題などが報告討議された。IADLへの加盟申請が、インドネシアのPPLUと韓国の人民憲法協会からあった。

COLAP執行部会議(12月2日)報告

COLAP事務局長 笹本 潤

1. 私とジテンドラ・シャーマ会長(インド)で、議長を担当し、数名のIADL BUREAU メンバーを含む総勢50人の参加で行われた。日本からは、新倉、井上、飯



議長団:シャーマ会長と笹本事務局長

島、笹本が参加した。

- 2. 冒頭は、7つの協会から報告(日本、フィリピン、ベトナム、バングラデシュ、インド、パキスタン、ネパール)とオブザーバー国(北朝鮮、韓国、インドネシア)の計10カ国から各国の政治情勢の報告が行われた(機会があれば別に報告します)。 JALISAからは、朝鮮半島問題、9条改憲問題、沖縄基地問題、核兵器禁止条約、福島被災者の問題を取り上げ報告した。
- 3. COLAPキャンペーンとしては、JALISA(笹本)から、米軍基地問題のキャンペーンの問題を提起した。

米軍基地の問題は、朝鮮半島の危機の大きい原因の一つにもなっており、アジアにおいても、米軍は各国政府との協定によりアジア各国に駐留している。米軍基地の実態と法的な問題をCOLAPで調査して、アジア太平洋における米軍の実態について調査しよう。JALISAでは3月にマーシャル諸島の米軍基地を調査した(井

上レポートを配布)。また11月末に日本、韓国、イタリアの地位協定の比較を調査 した(対照表を配布)。

IADLのミコル・サビアからは、日本での講演の内容をパワーポイントで紹介してもらった。世界には米軍基地が約800あり、秘密の基地も入れるとその実態はもっと多いこと、歴史的にアメリカは戦争を起こす度に日本やドイツ・イタリアなど占領地に米軍基地を建設してきた。最近はリリーパッド(スイレンの葉)といい、友好的な政府と協定を結んで、基地は作らないが米軍が各国に自由に駐留できる仕組みがアジアには多いことが、地図を見せながら紹介された。インドのニルファー・バグワット氏からは、新しいデータを集める重要性とインドでも米軍との協定により地域の人々が危険な立場にあるとの発言があった。フランスのロラン・ヴェイユ氏からは、法的視点から、国連憲章や日本の憲法9条の立場からは海外に軍事基地を作ることは許されず、NATOのような軍事同盟も国際法上違法である、との発言もあった。フィリピンのエドレ・オラリア氏からは、米軍基地は、外国に対する干渉だけでなく、国内問題にまで干渉してきていること、どのような形の米軍基地や協定にも反対すべき、法的な合法性を問うべきとの発言があった。

笹本からは、今後現地調査と同時に、各国における行政協定や地位協定などの 法的な問題点の情報交換をしようと呼びかけた。

4. 諸決議について

以下のような内容のCOLAP決議が採択された。COLAPのウエブサイトや Facebook にアップされる予定である。

①フィリピン ―カラパタン殺害、ドゥテルテ問題、ピーストーク

ドゥテルテ大統領が独裁的な権力を握り始めた。特にトランプが訪比して以降、 人権活動家に対する弾圧も多くなった。11月には、ネグロス島で人権NGOのカラパタンの活動家2名が殺害され、IADLとともに非難声明を出した。大統領就任 以来続いてきたナショナルデモクラティックフロントとの平和交渉も政府が打ち切った。

②バングラデシュ -ロヒンギャ問題、司法の独立

すでにCOLAPが声明を上げたロヒンギャ問題を改めて支持してもらうのと同時に、バングラデッシュで起こっている司法の独立に対する脅威から守る決議が挙げられた。

③ネパール ―国政選挙の公正な実現に向けて

2017年12月に行われる国政選挙が、憲法に基づいて自由かつ公正に行われるこ

とを強調した。COLAP執行部の会議の直後に投票が行われる予定。

④韓国 -国家保安法の廃止に向けて

国家保安法のため、国家保安法の廃止や米軍基地の廃棄を求める活動はすべて 北朝鮮を利する活動として弾圧の対象となっている。人権理事会の韓国のUPR審 査でも言論や結社の自由を保障するようにとの勧告がなされた。

⑤北朝鮮 - COLAP声明に対する支持と、制裁決議、テロ指定の問題視

11月6日のIADL、COLAPなど5団体声明(後掲)に対する全面的支持と、国連の制裁決議に対する合法性の議論、トランプ大統領のテロ国家再指定に対する非難などを内容とする決議が採択された。

核兵器の保有に対する態度は、アメリカによる核兵器による脅威がなくなれば その必要もなくなること、国連安保理の制裁決議は、人々の生活を害すること、 常任理事国をはじめ核保有国が核保有したままで、制裁することの問題点が議論 された。

⑥日本 -憲法9条に関する決議

日本で来年憲法9条改正案が国会に提出される可能性が高く、これは憲法9条を 根本的に変えてしまう改悪案であることが、非難され、決議案(後掲)が採択された。

5. ネパールCOLAP6のレポート集

予期しない障害で発行が遅れていたが、COLAP6のレポート集を来年1月には発行する予定。

6. ウエブサイト

Facebook だけでなく、COLAPのサイトを近々立ち上げる予定。 各国協会とのリンクのページがあり、各協会のFacebookへの投稿が自動的に COLAPサイトに掲載されるようになっている。

7. 団体の加盟申請とその承認

インドネシアのPPLUと韓国の人民憲法協会が加盟申請し、執行部会議で承認された。

8. 次回のCOLAP大会及び執行部会議

COLAP大会は、2019年または2020年に開催予定(場所未定)

次回COLAP執行部会議は、インドネシアで2018年5~7月に開催予定。

トランプ米国大統領の日韓訪問に関する共同声明

トランプ米国大統領の日韓訪問に伴い、我々はトランプ米国大統領に対して、軍事的緊張を高めた米朝戦争を解消の解決に向けて行動することを要請する。

2017年9月19日、国連総会に出席し、初めて発言した際、ドナルド・トランプ米国大統領は、世界の人民が1945年に国連を創設することにより結集した全ての理由を全面的に侮辱し、かつ軽視するような態度を示し、北朝鮮を完全に破壊する恐れがあるような発言を行った。国連憲章の前文には、以下のことが掲げられている。

「われら連合の人民は、

- われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の 世代を救い、
- 基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらため て確認し、
- ●正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、
 - 一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること 並びに、このために、
 - 寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互いに平和に生活し、
 - 国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、
 - 共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し、
- •すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いることを決意して、 これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した。」

これらの目的を推進するために、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」そして、「すべての加

盟国は、国際連合がこの憲章に従ってとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え、且つ、国際連合の防止行動又は強制行動の対象となっているいかなる国に対しても援助の供与を慎まなければならない。|

武力の行使に対する唯一の例外というものは、国連加盟国以外からの武力攻撃に対する自 衛権のみであり、かつ、安全保障理事会が国際の平和と安全を回復するための必要な措置を とるまでの間のみである。

朝鮮半島に関しては、米国は1953年の休戦協定の条件には決して従わなかった。休戦協定は、公式の平和条約を締結するための締約国会合を開くことを求めた。しかし、そうした会議は一度も開かれなかった。休戦協定は、朝鮮半島から諸外国軍の撤退を要求した。1950年代に中国軍は撤退した。米国は28,500人もの軍隊を韓国に未だに駐留させ、さらに、韓国は済州島に世界最大の米軍基地を構築した。米国軍隊による戦略的な前哨基地として使用されることはないという当初の約束に反し、実際は、米国海軍艦船が、江汀・カンジョン海軍基地に頻繁に入港している。休戦協定は、いかなる諸国においても新たに兵器を持ち込まれないことを要求した。米国は後に撤去されたとはいえ韓国に核兵器を設置し、米国は毎年、韓国に対して数十億ドルの兵器を売りつけていた。韓国において平和の追求や他の漸進的な活動を行わない米国は、近年、世界で行われている戦争を隠れ蓑にして、高高度防衛ミサイル(THAAD)の配備を促進した。

朝鮮半島における恒久的な平和条約である必要がある。

国際民主法律家協会(IADL)、アジア太平洋法律家協会(COLAP)、日本国際法律家協会(JALISA)、民主社会のための弁護士会・米軍問題委員会(MINBYUN)、ナショナル・ロイヤーズ・ギルド(NLG)は、この地域における平和及び安定を促進するための主要な方法として南北朝鮮の間の平和条約の発展を支持する。

加えて、我々はトランプ米国大統領、文在寅韓国大統領、安倍内閣総理大臣に以下のことを要請する。

- 1 継続的な戦争の脅威を伴う無謀な行動を止めること。
- 2 朝鮮半島の危機を増大させるような北朝鮮への威嚇を行うための韓国及び日本に

おける軍事基地の使用を止めること。

- 3 文在寅韓国大統領及び安倍晋三内閣総理大臣は終末高高度防衛ミサイル (THAAD)の配備を含む、米国原子力航空母艦、戦略爆撃機、及び原子力潜水 艦のような戦略兵器の開発を許可するべきではないこと。
- 4 加えて、 北朝鮮への威嚇を行う先制核攻撃に従う米韓戦略兵器を配備する米韓共 同軍事演習及び、 北朝鮮国務委員会委員長の斬首作戦に基づく戦略作戦は即座に 停止されなければならない。
- 5 文在寅は、 北朝鮮と米国間の軍事的対立を永久に終結させるであろう対話及び交渉を促進するための調停役としての役割を果たすべきである。 その過程において、 「7.4 南北共同宣言」、 「6.15 南北共同宣言」、 「10.4 南北共同宣言」 を復活させる必要があり、南北朝鮮関係の改善を活気付け、かつ、達成するために旧来の対立を終わらせる必要があるであろう。
- 6 安倍晋三は、米国と共謀し、 北朝鮮を抑止するための戦略をあきらめるべきであり、 平和憲法における第9条の精神に伴う対話を促進するための公平な調停役であるべきである。

我々は、アジア太平洋及び世界における米軍基地から生ずる米国の強大な軍事力を伴う挑発及び軍事訓練に反対する抗議の声を上げることを国際社会に要求する。

2017年11月6日

国際民主法律家協会(IADL) アジア太平洋法律家協会(COLAP) 日本国際法律家協会(JALISA・日本) 民主社会のための弁護士会・米軍問題委員会(MINBYUN・韓国) ナショナル・ロイヤーズ・ギルド(NLG・アメリカ)

COLAP声明

Statement on Japanese Constitution Article 9 日本の憲法9条に関する声明

2017年10月における日本の下院総選挙において、与党自由民主党は、3分の2の多数の議席を獲得した。いまや、武力の行使及び武力による威嚇を放棄し、兵力の保持を禁止する日本国憲法9条の平和条項を改正する弾みがつくことになろう。伝えられるところによれば、自民党は、2018年の次期国会に改憲案を提出するであろう。

さらに報道によれば、改憲内容は、自衛隊を文字通りの軍隊としてお墨付きを与える条項を付け加えることに焦点があてられている。すなわち、9条は平和条項から軍事力による平和を容認するまったく別のものに内容を変えることを意味する。

安部晋三首相を指導者としていただく与党は、2016年に安保法制を制定し、2017年に共謀 罪法を採択したことによってすでに、日本を、戦争を煽る国家に変えようとすることを目指している。 このような試みは、アジアにおける軍事的緊張を高めるようになるであろう。9条改憲は、日本国 民のみならず、アジアにおける諸国民全体にも著しく影響を及ぼすものとなる。

そこで、COLAP(アジア太平洋法律家協会)は、与党に対して、改憲案の国会上程を放棄することを求めるとともに、2016年12月に国連総会において採択された平和への権利宣言や2017年7月に国連会議において採択された核兵器禁止条約に注意を向けるように求めるものである。

2017年12月2日、ホーチミン市にて

アジア太平洋法律家協会執行委員会参加者一同



COLAP執行部会議の様子 (2017年12月2日ホーチミン市)

「米軍基地世界ネットワークの展開と再編 | 学習会報告

COLAP日本実行委員会 井上 啓

2017年10月26日、COLAP米軍基地調査キャンペーンに役立てるため、米軍基地の歴史・現 状などについて、関東学院大学の林博史教授にお話を聞きました。林先生はウェブサイトなどか ら米軍の情報を直接入手し、米軍のプラグマチックな基地体制の展開を分析されています。そ れによれば、米軍はあくまで自国の都合で海外展開してきたのです。

まず、米軍基地の地理的な展開については、地球儀的な視点でみることが必要で、アメリカ大陸からみて北極圏を挟んでユーラシア大陸側にロシア、中国、北朝鮮、さらに中東などの対抗勢力があることから、ユーラシア大陸を挟む形で、アメリカ大陸から見て左端にある日本・沖縄、右端にあるドイツ・イタリア、さらに奥に位置するインド洋のデイエゴガルシアに基地を置いているのです。つまり、米軍は米本土の防衛ラインを自国から遠ざけ、敵の近くで戦う形をとっているのであって、核戦争になった場合、ユーラシア大陸の側、すなわち日本やドイツが核攻撃されても米本土が核攻撃されない陣形をとっているのです。その意味では、日本やドイツが核戦争の「捨て石」と位置づけられているのであって、日本は米国の「核の傘」によって守られているなどということは全くありえない話なのです。

そして、米軍基地の歴史的な展開については、日本・ドイツ・イタリアなど第二次世界大戦の敗戦国でその領土を占領できたところや南洋諸島など植民地的な地域に基地を置いてきたのです。その中で、日本における米軍基地の比重が突出しています。日本の駐留米軍人数は2017年の6月現在39,623人で世界1位、米軍基地の資産価値は、618億7300万ドルで世界1位です。世界的には、フィリピンなど基地提供国の反対によって、米軍基地が撤去・縮小・制限されてきた事実があるのですが、日本は「思いやり予算」に見られるようにその従属性は異常です。そもそも米軍からみれば、沖縄に基地が集中している現状はむしろ基地の「脆弱性」を意味し、日本全土に基地を分散した方がいいのです。

また、米軍再編の現状と展開については、冷戦時代の封じ込め政策から、テロとの戦争にシフトしており、従来のような大規模基地の確保が困難になったこともあり、海兵隊などの機動的な組織と軍事物資の前方集積、ホスト国基地の利用などによって、網の目の基地ネットワークを構築していて、いわゆる「リリーパッド」(スイレンの葉)と呼ばれています。

こうした中で、日本では北朝鮮との対立を扇動し、有事法制・安保法制を推し進め、より軍事力行使を容易にするため憲法9条を改悪しようとしていますが、これも米軍の世界戦略からみれば、日米両軍の一体化の名のもと日本の軍事力を利用しようとするものであって決して日本の安全保障に資するものではないのです。

平和への権利

日本科学者会議シンポジウム・

平和への権利分科会開催

東京造形大学教授 前田 朗

1 はじめに

2017年12月9日、中央大学で開催の日本科学者会議東京支部主催「第19回東京科学シンポジウム」において、「国連平和への権利宣言とわたしたち」という分科会が開設された。筆者が企画責任者である。企画趣旨は次のとおり。

「2016 年 12 月、国連総会は平和への権利宣言を採択した。賛成 131、反対 34、棄権 19 であるが、主な反対はアメリカ、EU 諸国、日本である。平和への権利宣言を求める国際社会の運動は2006 年にスペインの NGO によってはじめられ、国連人権理事会で議論が始まった。日本の NGO も早い段階からこれに加わり、国連及び日本国内で平和への権利の普及に努めた。笹本潤・前田朗『平和への権利を世界に』(かもがわ出版)。また、2017 年 7 月、国連総会は核兵器禁止条約を採択した。ここでも日本政府は反対したが、日本の NGO は条約採択に向けて努力を積み重ねた。同宣言と同条約の採択を求めた NGO に研究者及び活動家として参加した報告者が、宣言及び条約の意義や今後の国内での取り組みの課題について論じ、意見交換を行いたい。」

3本の報告が行われ、最後に質疑応答がなされた。

- ①前田朗 (東京造形大学)「平和への権利宣言とは何か-国際NGOが求めた国連宣言--
- ②清水雅彦 (日本体育大学)「平和への権利宣言と日本国憲法 |
- ③新倉修 (青山学院大学)「核兵器禁止条約と平和への権利宣言-NGO の平和創造力と課題-」

2 報告の概要

前田報告

「平和への権利宣言とは何か-国際NGOが求めた国連宣言-」という表題の通り、NG Oが推進した平和への権利国際キャンペーンの経過、国連人権理事会における宣言草案 作成、そして国連総会での採択までの流れを確認した(その内容は本誌で繰り返し報告されているので割愛する)。

報告では今後の課題として、日本政府・外務省への交渉、日本社会・メディアへの広報、書籍の編集・出版、2018年春に予定されているジュネーヴでのフォローアップ会議への参加などに触れた。

日本社会・メディアへの広報の一環として、2017年11月初旬、平和への権利キャンペーンに加わってきたイタリアの弁護士、ミコル・サビア (国際民主法律家協会) を招請し、那覇、名古屋、東京で講演会を開催したことも紹介された。

清水報告

清水報告の概要は次の通り。

日本国憲法前文の平和的生存権の規定は抽象的で簡単なので、日本では政府や裁判所のように積極的に認めない議論がある。一方で、憲法学界では憲法上積極的に認める解釈と認めない解釈がある。

平和的生存権論の意義は、平和の問題を「政策」ではなく「権利」にしたこと (多数決でも奪えない)、権利主体の拡大 (各種訴訟における基地周辺住民から全国の市民へ)、戦争の被害者にも加害者にもならない (加担しない・殺さない) 権利へと発展してきたことにある。

長沼訴訟判決 (1973年札幌地裁) では、全世界の国民に共通する基本的人権そのものであり、憲法第3章の個別的な基本的人権の形で具体化され、規定されているとし、自衛隊は違憲と判断した。最近では、自衛隊イラク派兵差止訴訟判決 (2008年名古屋高裁、2009年岡山地裁)で、平和的生存権の具体的権利性を認め、イラクでの航空自衛隊の活動は憲法9条違反とし (名古屋)、徴兵拒絶権・良心的兵役拒絶権・軍需労働拒絶権等の自由権的基本権が内容であるとした (岡山)。

国連の平和への権利と憲法の平和的生存権とを比べた場合、平和を権利として論じる「権利としての平和」、平和を構造から考える「構造としての平和」と捉える点は共通している。国連の平和への権利は国連憲章上の自衛権行使の容認を前提としているのに対して、憲法は戦争放棄と戦力不保持を定めており、異なる点もある。

ただ、国連で宣言として平和への権利が認められた以上、アメリカなどによる国際法違反の戦争に対する批判がしやすくなる。今回は法的拘束力のない宣言ではあるが、世界人権宣言も定着することで規範力のあるものとして扱われてきたし、国際人権規約に発展していった。国際社会の場で平和への権利に関する議論を行い、より具体的で詳細な「平和への権利条約」制定に向けた運動が必要である。その際に、日本における平和的生存権をめぐる理論や運動は参考になる。

2012年に自民党が発表した「日本国憲法改正草案」の中の9条は、国防軍が集団的自衛権も行使できるように変えられており、前文から平和的生存権をばっさりと削除している。

安倍政権は憲法改正を目指しているが、まだ日本国憲法の前文も9条も存在している。このような憲法を有する日本の市民が、国連の「平和への権利宣言」の具体化の先頭に立てるよう、憲法改悪を阻止し、憲法の平和主義理念の実現に向けて運動を展開すべきである。

新倉報告

新倉報告の概要は次の通り。

「核兵器禁止条約 |と「平和への権利宣言 |という大きな成果は、国際社会でどのような意味

と影響を持っているのか。このふたつに関連性はあるのか。国際社会がこのふたつの成果にどのような将来を託しているのか。日本の科学者としてもしっかりと向き合わなければならない。

世界史の大きな流れをとらえると、東西南北に分割された世界が急速に、ある方向に統合されつつある。人類の発生は、アフリカにあり、そこから集団生活を維持しながら、東西南北に生活圏を拡大し、諸処に歴史に残る文明の足跡をつくってきた。メソポタミア、インダス、黄河の大河流域に発生したとされる三大文明も、その一端でしかない。火を利用し、道具を発明し、文字を創り、自然栽培や採集農業から農耕を編みだし、家畜を養い、滋養に満ちた食品を工夫し、大規模な人口を維持する方法を見いだした。これらの営みは、シームレスな発展の歴史であり、再生産や再生が容易であるサイクルをなしていた。

ところが原子力は、このようなサイクルには関わりなく、不可逆的な反応として放射能をまき散らす。これを兵器として利用する場合はなおさら、疫病神のような厄介な問題をほぼ永久的にもたらす。このような厄介な核兵器が、国際社会で平等に配分されているわけではなく、9カ国だけが保有するという寡占状態に置かれている。国際社会をパワー・ポリティックスの視点で捉えると、とてつもなく不安定な構図が浮かび上がってくる。

人権理事会で長らく議論が積み重ねられてきた「平和への権利宣言」は、核兵器禁止条約を生み出した運動や努力に通底するものがある。

NGOとの関わりでは、グローバル9条運動がこれに深く関わり、その到達点として、2008年と2010年に幕張と大阪で世界9条会議が開かれ、全地球的な視座をもって平和の実現を求める成果文書を公表している。もっとも、先進国の猛烈な反撃によって人権理事会で採択された案文そのものも、諮問委員会の作成した詳細な宣言案に比べて表現が和らげられ、内容が圧縮された。

また平和への権利宣言が条約となった場合に、その履行を確保するための仕組みをどうつくるのか。平和への権利宣言を広く普及するとともに、その内容を豊かにする工夫をたゆまず倦まず進めていくことが大事である。70億人の人類が共存共栄する道を見いだし、その実現の方法として国際法の新展開に求めるほかないとすれば、科学者の使命は重大である。

3 おわりに

日本科学者会議は、1965 年の創立以来、一貫して日本の科学の自主的・総合的な発展を願い、科学者としての社会的責任を果たすため、核兵器の廃絶を含む平和・軍縮の課題、環境を保全し人間のいのちとくらしを守る課題、大学の自治を守り科学者の権利・地位を確立する課題など、さまざまな活動を進めてきた。

今回の分科会は、平和への権利国際キャンペーン日本委員会のメンバー且つ日本科学者会議のメンバーによる分科会であった。これまで平和への権利キャンペーンは法律家が多く、市民向けの集会等を開催してきたが、人文・社会・自然分野の科学者への浸透はできていなかった。東京科学シンポジウムにおいて分科会を設置したことを契機に、今後さらに科学者の関心を得られるように努力を続けたい。

世界の米軍基地と平和への権利

ミコル・サビア来日集会

平和への権利日本実行委員会事務局長 笹本 潤

2016年12月19日に国連総会で平和への権利・国連宣言が採択され、その後の平和への権利の具体化のプロセスを米軍基地の被害の中で考えていこうと、IADLのミコル・サビアが来日して、2017年10月31日沖縄、11月2日名古屋集会、11月4日東京集会と全国縦断の集会を行った。

米軍基地の存在は、現在の朝鮮半島をめぐる危機やヨーロッパにおける対ロシアとの緊張関係においても、緊張激化の根本的な原因を作っている。ミコル・サビア弁護士の講演は、沖縄ではNHKやメディアにも注目され、現在の沖縄をはじめとする米軍基地問題にも大きな影響を与えた。沖縄集会では、世界に米軍基地が歴史的にどのように展開していったのかを中心に、名古屋集会では、地位協定の問題に焦点があてられ、東京集会では、横須賀・厚木・横田の米軍基地での平和活動との交流が行われた。

11月6日には東京で、米軍基地の講演と国際法律家5団体の声明、グリーンピースによる福島の放射能調査ついての、記者会見も行った。

以下は、11月4日の東京集会の講演の内容の要約である。



ミコル・サビア イタリア、弁護士。

国際民主法律家協会 (IADL) ジュネーヴ代表。国連人権理事会で、世界各地の法律家への弾圧に対する発言や意見書を発表し、平和への権利国連宣言の採択にも寄与した。世界の米軍基地の調査・監視する団体 (POMBUS:Permanent observatory on U.S. military bases) を立ち上げる予定。

ミコル・サビア講演録「世界の米軍基地と平和への権利」

米軍基地のネガティブな影響を知り、軍備の解体について語ることは非常に重要だと思っています。特に、アジア、日本の地域において、米軍基地について考えることは重要だと思います。主要なメディアや西側諸国は、北朝鮮からの攻撃や核開発、中国の拡張政策について語ることは

多いのですが、一方で米軍が行っていることについて、少ししか語ってないか、語られていません。

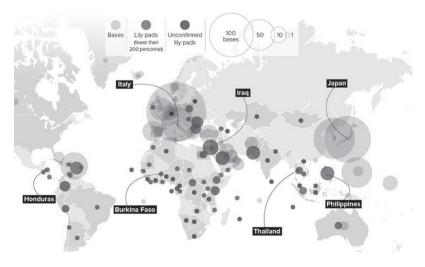
<世界の米軍基地の種類と規模>

第二次世界大戦後、アメリカは世界中に基地をもつようになりました。アメリカの基地は世界戦略の一環のように見えます。戦後70年たった現在、800の米軍基地が70の国と地域に置かれています。隠されているので正確な数はわかりませんが、言えることは、その数は多すぎるということです。アメリカ国防省自身が発表している情報によると、ドイツに181、日本に122、韓国に83の米軍基地があるとされています。アメリカは800の基地を国外に置いていますが、国内にはひとつも外国の軍は駐留していません。

米軍基地は、世界中で様々な形があり、規模によって3種類に分類できます。例えば、ドイツの ラムシュタイン、日本の嘉手納基地、韓国のハンフリー基地のような、米兵だけではなく家族も住 んでいる、リトルアメリカと言われるような大規模な基地です。世界中の米軍基地に170のゴルフコー スがあると言われています。

次いで、中規模の基地ですが、そこは家族はおらず米兵のみなので、学校などは維持する必要はありません。

3つ目が、協力的安全保障拠点と呼ばれ、カエルが池を飛んでいくように米軍関連の飛行機や船が目的地に移動できるという意味で、俗称がリリーパッド「すいれんの葉」と言われる小規模の基地です。それは、しばしば秘密にされており、米軍メンバーがいない場合もあり、その際は民間会社に雇用されている人々が駐留しており、戦時の際に活用できるような兵器庫として保持しています。米軍基地については、日本でも出版されたデビッド・バイン著『米軍基地がやってきたこと』(原書房・2016年)が詳しいです。



Source: DAVID VINE base nation

<戦利品としての米軍基地>

米軍基地の世界展開は、1940年9月にルーズベルト大統領が行った、イギリスとの「基地と駆逐艦交換プログラム」が始まりです。アメリカは50の駆逐艦をイギリスに提供し、イギリスの旧植民地に基地を獲得しました。そして、第二次世界大戦中に、世界の基地化を固めていきます。アメリカは、世界に米軍基地のネットワークを作るという計画を、第二次世界大戦に参戦する前に立てていました。

第二次世界大戦に参戦した後、非常に早いスピードで基地建設を始めました。5年の間で、世界で稀に見るほど、多くの基地を作ることに成功しました。アメリカは日本、ドイツ、イタリアの敗戦国に基地を作り、戦後70年経った今でも、それを維持しています。

そして、冷戦時代、基地をソビエト連邦の近くに維持し、ソビエト連邦の拡張を止めるということに重きを置いた政策がとられました。その政策によって、米軍基地が本土を防衛するという目的から切り離され、世界戦略の一環になました。さらに、朝鮮戦争、ベトナム戦争の時代に、ソ連だけではなく中国周辺に基地を展開することになります。1980年代になると、カーター主義という政策により、米軍は中東の紛争に関与することになり、並行して中東地域に多くの基地が作られました。

1990年代、冷戦崩壊後に米軍は約60%の海外基地を放棄し、3万人を米国に帰国させましたが、多くの基地は維持されました。その後、米軍は残った基地を維持するために、ドラッグの販売、サダムフセイン、中国などを新たな敵としてきました。2001年、つまりソ連の崩壊から10年たった時点でもアメリカは1,000もの基地を維持し、数万人の部隊を海外に維持しています。アフガニスタンやイラクにおけるテロの拡大も、米軍基地を拡大させる要因になりましたが、そのため米軍は石油を持っている地域への派遣が可能となりました。

ほとんどの米軍基地は戦利品と呼ぶことができます。アメリカが世界の戦争に関わるのは戦利品を得たいがためだと言えます。1991年の第1次湾岸戦争によって、サウジアラビア、バーレーン、カタールなどに、1999年には旧ユーゴスラヴィアのブルガリア、マケドニアなどに、2001年にかけて行われた空爆により、キルギスタン、イエメン、ジプチなどに、2003年のイラク空爆のあとイラクに基地を獲得しました。戦争が米軍基地を獲得する手段とみてとることができます。

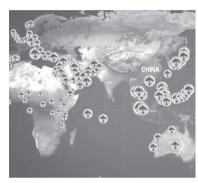
2003年になるとブッシュ大統領が世界的脅威に対応するため米軍の再配置を行い、アメリカにとって最も適切なところに軍を配置するということを始めました。しかし、その時代には冷戦に対応するなどという大義がたてられなかったので、中規模、また「スイレンの葉」とよばれるような小規模の目立たない基地を作り、地元の人たちの批判をうまくかわしました。冷戦時代の大規模な基地は若干縮小しましたが、中規模、小規模の基地が世界中に拡散するという状況になりました。さらに、アメリカはアクセス協定というものによって、米軍基地ではないが米軍が空港などを利用

するという約束を各国と結びました。それらとアクセス協定や単に空港を利用できるという協定を20以上作り、米軍が自由に離発着や燃料の供給ができるようになりました。そこで、アメリカは2,000以上の基地と施設を利用できるようになりました。1990年代、冷戦後、一旦縮小した基地ですが、2001年以降ふたたび増設され、1,000以上の基地を獲得しています。

<ヨーロッパにおける米軍基地>

ここから、ヨーロッパにおける米軍基地の話をします。日本、マーシャル諸島、韓国の米軍基地は中国に対して前線基地ということが、米軍基地の配置地図からわかります。一方ヨーロッパはロシアの前線基地として米軍基地が配置されています。(ジョン・ピルガーの図参照)





Source "The coming war on China" documentary by John Pilger

アメリカはヨーロッパにおいて野心的に展開し、ロシアと対峙しています。またヨーロッパは北極に対する支配を確立するため重要な場所です。北極は天然資源が豊富であるということがわかって、ますます重要だと認識され、また船の航路としても注目されています。また、ヨーロッパは中東からバルカン地域、トルコに至る戦略地域であります。さらに南ヨーロッパ地域はアフリカ人、とくに北アフリカでの戦略投資上、重要な地域です。アフリコムとよばれているアフリカ対応の米軍はヨーロッパに駐留しています。統計によると現在ヨーロッパに1万以上の部隊が展開されていると言われています。ヨーロッパのアメリカ統合参謀本部はドイツにあります。このヨーロッパ部隊は4400万キロ平方メートルに対する支配を獲得しております。

<イタリアの米軍基地>

イタリアは民主化された国で、平和的な目的でも核施設はもたないということを決めています。 2011年福島後の国民投票により決定しました。従いまして、イタリア本土には原子力施設はない のですが、米軍の核弾頭は70持っているとされています。イタリア、ドイツ、オランダ、トルコに米軍 の核弾頭が配備されています。 これはイタリアのビチェンツァ基地ですが、50の核弾頭を貯蓄しています。イタリアにおける米 軍配置は非常に重要で、3万人を超える米兵が駐留しています。米軍基地の数は、50~100以上 と言われています。ビチェンツァには米軍の173空挺旅団が置かれていて、米軍のヨーロッパ配 備の最も重要なものの1つです。この空挺旅団は2003年のイラク自由作戦にも貢献しています。 ビチェンツァの部隊は非常に難しい、重要な戦闘に参加しているので、戦闘から帰ってきた兵隊 はPTSDに陥っており、地域住民との関係が悪化するという悪循環があります。

アメリカは2006年、軍事施設、特に空港を拡大すると発表しました。この決定は地元住民の激しい反対にあい、多くのデモが展開されました。基地の拡張に関する意思決定過程に参加できない、そこからはじき出されていると感じた住民は、特に基地拡張は地下水体系にダメージを与えるのではないかという懸念がではじめました。2007年、ビチェンツァにおける市民運動がさらに激しくなり、アメリカは最後通牒をすることになりました。

そのような最後通牒をうけて、プロディー首相は議会の承認を得ないまま、アメリカの要求を飲みました。その後もビチェンツァの市民運動はつづき、新しい市長が誕生、住民投票をするということを約束しました。2008年、地方行政裁判所は、基地の拡大が非合法であるという決定を出し、基地の建設を一時止めました。しかし、最高裁判所がこの地方行政裁判の決定を無効とし、基地の拡張を許す判断を示しました。住民投票の3日前にイタリア政府の国家評議会が住民投票自体非合法であるということで、住民投票を禁止しました。市民はこの決定に憤慨し、投票を強行しました。この非公式の住民投票に25,000の住民が投票、95%米軍基地反対でした。その結果にもかかわらず、アメリカは基地の建設を始めました。

<イタリアの米軍事故>

1998年2月イタリアで起きた事故について話します。米海兵隊の攻撃機が、低空飛行の訓練を行っている時、ロープウェイのケーブルが切れて20名が死亡する事故がありました。基地は山岳地帯にあり、スキーリゾートとして有名なのでたくさんのケーブルがあります。事故当時、この攻撃機は時速870メートルで飛行していました。裁判のために準備された記録によると、訓練中の飛行機は、ロープウェイの下を通れるかという訓練を行っていたということでした。その事故に関与した海兵隊の1人は事故後、記録を破棄したと証言しています。イタリアではこの関係者を裁判にかけたかったのですが、駐留NATO軍の協定によって管轄権はアメリカにありました。パイロットとナビゲーターはアメリカの裁判にかかり、過失致死罪を問われましたが、無罪になりました。その後2人は証拠を破棄したことで司法妨害の罪を問われ、パイロットは6か月の禁固刑、4か月で刑務所から解放された。20人が死亡したにもかかわらず、パイロットは4か月服役したのみでした。

ミコル・サビア弁護士の発言からなにを読み解くか

名古屋学院大学 憲法学/平和学 飯島 滋明

1 はじめに

2017年10月下旬から11月上旬、イタリアの弁護士で、ナチスに抵抗した法律家たちが1946年10月にパリで設立した国際民主法律家協会 (IADL) ジュネーブ代表のミコル・サビア弁護士 (イタリア、以下「ミコル」という。) が来日した。私は沖縄、名古屋、東京とミコルの講演を聴き、一緒に行動することもあった。ミコルの講演は極めて有益であったが、そうした講演以外でも、ミコルの発言は極めて重要と思われるものが少なからず存在した。ここではミコルの発言の「番外編」、しかし重要な発言などを紹介したい。

2 沖縄集会にて

沖縄では、ミコルが来たことはとりわけ注目され、『沖縄タイムス』や『琉球新報』、そして NHK などでもミコルの発言は紹介された。

私にとって、ミコルの発言でとりわけ印象的だったのは、「米国の軍事基地は恐ろしいがんであり、あらゆる場所にたくさん転移している」(U.S.military Bases are a terrible cancer, with lot of Metastasis everywhere) との発言であった。

ミコルは「人権尊重」の視点から、殺人や強姦、基地騒音や表現の自由の弾圧、恣意的な身体拘束をもたらす米軍基地の存在を沖縄や名古屋、東京の集会で糾弾していた。

3 日本国憲法9条について

沖縄の集会では、憲法9条についても質問が出た。ミコルは、「憲法9条は日本国民のみならず、世界中の人々の平和にとっても重要」であり、日本国民には「憲法9条を守るだけではなく、輸出して欲しい」と回答していた。

憲法9条に関しては、中部国際空港から名古屋に向かう電車の中でも話題になった。ミコルはイタリア憲法11条との比較で、イタリア憲法11条の侵略戦争の禁止は「プログラム」 (programmatic)に過ぎず、「戦力」を持たないことや「交戦権」を否認する2項がある日本国憲法9条とは異なると言っていた。そして、憲法9条1項だけではイタリア憲法11条と同じ「プログラム」に過ぎないと言っていた。

4 抗議集会について

ミコルは日本での抗議集会にも参加を希望していた。ここで具体的にどの集会に参加したかは書かないが、その集会に彼女はとても不満だった。「抗議集会」に参加している人数が少ない

ことへの不満だった。彼女は「日本人はトランプ大統領の来日に賛成しているのか」とも不満をこぼしていた。日本のメディアではあまり紹介されていないが、韓国では200箇所近くでトランプ大統領訪韓に反対する抗議集会があったことを知っていたかもしれなかった。なお、トランプ大統領訪日に対する抗議集会ではないが、11月3日に国会を囲み、4万人の抗議集会があったことを紹介したら、ミコルは満足していた。

5 「平和への権利宣言」について

2016年12月に国連総会で採択された「平和への権利宣言」について、ミコルが名古屋集会後の懇親会や11月6日夜の会合で話していたこともここで紹介したい。

2016年12月に採択された「平和への権利宣言」は、「サンチアゴ宣言」や「平和への権利諮問委員会案」とは異なり、多くの権利が削除されている。しかし、2016年12月の「平和への権利宣言」は「小さい赤ちゃん」(little baby) だが、この「小さい赤ちゃん」を育てて「大きな人間」(big man) にする必要があると力説していた。

なお、「平和」についても、ミコルは「平和とは戦争のない状態というだけではなく、貧困のない 状態」であるとし、1日に約2万5千人の子どもが「餓死」する国際社会の現状を憂いていた。

6 思いやり予算について

名古屋の集会 (2017年11月2日) では、ミコルの集会がどのような意味を持つかを参加者に 認識していただくという目的も兼ねて、私が日本の地位協定の現状を報告した。後日、ミコルから 私の報告の件についてコメントを頂いた。私は、パワーポイントで「佐世保」「岩国」「三沢基地」 周辺の思いやり予算の現状を写真で紹介したが、三沢基地周辺にあり、「思いやり予算」で建て られた「教会」が「政教分離」(憲法20条、89条) 違反との指摘に関心を持ったと言っていた。

7 おわりに

ミコルが来日した目的の一つ、それはイタリアの米軍基地の現状を日本の市民に伝えることにあった。沖縄、名古屋、東京でミコルの集会に参加した市民も、イタリアの地位協定の現状を知ることを期待していたと思われる。多くの市民にとっては、日米の地位協定とは異なり、イタリアの地位協定はアメリカ優位の規定になっていないという先入観があったと思われる。ところがイタリアの地位協定がイタリア国民には秘密にされているなどという驚愕の事実を知るに及び、イタリアの地位協定にも日本の地位協定の問題と共通する、「米国に対する隷属」という共通項があることを正確に認識することになった。

地位協定については別項で紹介されると思われるが、イタリアの地位協定以外にも、ミコルは 重要な指摘をしていた。ミコルのこうした指摘をどう受け止め、なにを読み解くかは、私たちに課 された課題であるように思われる。

総会記念講演「安倍改憲と大阪弁護士会での議論状況」

JALISA会長 大熊 政一

総会に先立つ午後1時過ぎから午後2時半過ぎまで、会員の藤木邦顕弁護士から、今回の安 倍首相による九条改憲提案の本質を捉えつつ、大阪弁護士会での議論状況を紹介する講演を いただいた。

先ず2017年5月3日に発表された安倍改憲提案の項目が、①9条に自衛隊を明記する9条加憲、②高等教育の無償化、③緊急事態条項であったことを押さえたうえで、現時点で想定されている9条加憲の条文が9条1項、2項の存在を前提として、9条の2として解釈規定を設ける形式になっていること(「前条の規定は、わが国の独立と平和を守るために必要最小限度の実力組織としての自衛隊を置くことを妨げるものと解釈してはならない」など)が紹介された。

次いで今回の安倍改憲の意図が、弁護士会内の改憲派の立場からみても、「9条1項、2項に加えて自衛隊の存在を憲法上明記すれば、9条1項、2項の絶対平和主義というイデオロギーを打破できる」ものとして捉えられており、弁護士会内では、自衛隊合憲説をとる立場でも9条加憲賛成派と反対派がある一方、自衛隊違憲説をとる立場でも9条加憲反対派と賛成派があること、9条加憲論は、様々なバリエーションがあるが、自衛隊を憲法上位置づけたうえで、これに立憲主義的な統制(専守防衛と個別的自衛権のみに限定し、他国との軍事同盟や他国と共同しての武力行使を禁ずる、自衛隊の組織・行動を国会の全面的な統制下に置くなど民主的な統制に服させるetc.)を加えようとする志向を持つ見解もある一方、そのように加憲論の中身に立ち入ることの危険性、そうすると個別的自衛権の範囲でのみ自衛隊を容認しようとする者の中に、加憲賛成派と加憲反対派との分断をもたらすおそれがあることを指摘する見解も存することが紹介され、弁護士会内で合意を形成して、意見書をまとめることの難しさが示された。またアメリカ、ドイツ、フランスなどの憲法における軍隊に対する立憲的統制の規定が詳細に報告された。

しかし憲法審査会では殆ど議論が行われない可能性があり、改正発議に示される提案理由も極めて簡単なものにされてしまうおそれがあること (「自衛隊は合憲なので、それを憲法に書き込むだけである」etc.) に鑑みると、憲法改正国民投票法の手続的な問題点を指摘する意見書も出すべきであるし、9条に自衛隊を明記すると何が変わるのかや、9条に自衛隊を盛り込むと9条の恒久平和主義の考え方に根本的な変更をもたらし、軍事的公共性を承認することによって日本社会あり方を人権制限の方向に変えてしまうことを、弁護士会として訴えていくべきであり、会内合意を得るために慎重に進める必要があるものの、弁護士会、特に日弁連の意見は重要であり、これが出せるように努力しなければならないとするのが藤木弁護士の結論であった。

藤木弁護士の講演のあと、時間を取って質疑・応答と意見交換が行われたが、参加者の多くから質問や意見表明が活発になされ、これに藤木弁護士も丁寧に答えて、今後法律家として9

条加憲にどう反対し、世論に訴えていくかにつき、有益な議論がなされた。

※ 藤木弁護士からは、本講演のために詳細なレジュメが提出されている。

総会報告

JALISA事務局長 長谷川 弥生

2017年12月9日、第40回 JALISA 総会を青山学院大学の会議室で開催いたしました。

今回は2年に一度の役員選挙があり、選挙管理員会は委員長に新倉修会員、委員に井上啓会員、相曽真知子会員で構成されました。会長は前回に引き続き大熊政一会員が選出され、理事は弁護士会員から10人、学者と市民から10人がそれぞれ選出されました。

総会では、JALISAの今後の活動方針について活発な意見交換を行いました。まず、平和への権利についての取り組みが報告されました。2016年12月に国連総会で平和への権利宣言が採択された後の平和への権利の具体化にむけて、論点や課題を明らかにするための研究会の開催を予定していることや平和への権利についての出版などを企画していること、また、他のNGOと協力して3月もしくは4月に国連でのサイドイベントまたはワークショップの開催の予定であることなどについて報告がありました。

次に笹本潤会員が事務局長を務めるCOLAPに関する報告がありました。COLAP内で JALISAが中心となって進めている米軍基地問題キャンペーンの進捗状況や参考資料の紹介 などが行われました。また活動の成果として、沖縄、名古屋、東京でイタリアの弁護士であるミコル・サビア弁護士を招聘して行った米軍基地問題集会の反響が大きかったことが紹介されました。 そしてCOLAPの日本実行委員会の会長として井上啓会員が選出されました。

さらに、IADL執行部会議での議論内容が紹介されました。環境問題、パレスチナ問題、フィリピンやトルコでの人権擁護活動弾圧、などです。

また、移民問題では、JALISAのインターンとして日本で精力的に移民問題に取り組むブッチ・ポンゴス氏とともにJFC(日本人とフィリピン人の間の子ども)の問題に組織的に取り組む体制について様々な意見が出ました。

続いて財政状況が報告され、厳しい財政状況の打開策について話し合いました。私たち JALISA の活動は会費や寄付によって支えられる活動であるからこそ、JALISA の存在意義を 存分に発揮した活動の充実が必要であることを再認識しました。また活動内容の情報発信も重要であり、機関誌インタージュリスト、ニュースレターなどの新たな情報発信ツール、ホームページ 運営を充実させていかなければならないことも討議しました。

総会の途中で火災報知器の誤作動があり一時会議を中断して避難するといったハプニングがあったものの、約2時間30分にわたり情報の共有や意見交換ができました。

新連載 国際的視点から考える改憲問題 第1回目

私たちの視点から抜け落ちてはならないもの -他国への威嚇と攻撃される人々の存在

室蘭工業大学大学院准教授 清末 愛砂

1 新連載にあたって

2017年10月末に実施された衆議院選挙の結果、選挙前同様に衆参両議院で改憲勢力が議席の三分の二を占めることになった。これは改憲政党である自民党や民間の改憲右派団体等の動きにさらなる追い風となるものであった。この動きにあわせて、大手メディアの報道も含め、現在の日本社会では、あたかも改憲が前提にあるかのような議論が一方的に進められている。

現行の日本国憲法の内容に鑑みるとき、また現行法に対する社会一般の反応をみる限り、現 段階では積極的に明文改憲を進める必要性やその合理性があるとはいえない。また、憲法施 行70年目にあたる2017年5月3日に安倍首相が提示した改憲4項目のうち、9条自衛隊明記と緊 急事態条項の新設は、とりわけ日本国憲法の平和主義と基本的人権の尊重の原理に明らかに 反するものであることから、前文第1段の規定および憲法改正限界説により、とうてい認めること ができないものである。

今号からの新連載「国際的視点から考える改憲問題」は、国際的観点から日本の姿を見据えながら、非暴・人権アプローチに基づく平和構築とは対極的に位置づけられる明文改憲問題を批判的に検討することを目的としている。日本国際法律家協会のこれまでの重点活動や今後の活動の方向性に着目すると、本企画は、国内と国際社会をつなげる重要な問題提起としての意味を持つものと考えられる。

2 他国に対する脅威としての安保法制と9条改憲

2014年9月19日、日本社会は憲法9条を形骸化する安保法制(戦争法)の強行採決を経験した。9条1項の下で戦争・武力による威嚇および武力行使の放棄が規定されている以上、海外での武力行使かつ外国軍への後方支援の拡大を認める同法制は、いかなる理由を用いても合憲といえるものではない。強行採決という議会制民主主義を根本から否定する方法で政権与党等が同法制の成立に力を注いだ理由は、日本という国家が大日本帝国同様に軍事主義を拡大させ、いつでも戦争ができる軍事的強国であることを対外的に見せつけるためであった。

安保法制は必然的に軍事主義の促進をもたらすものであり、また他国との軍事同盟の強化を

進めるものであるため、それは特に東アジアの平和という文脈からすれば、日本との国交がなく、 緊張関係にあるとされてきた朝鮮民主主義人民共和国 (北朝鮮) にとって大きな軍事的脅威に 映るものであったといえるのではないだろうか。

憲法上、武力による威嚇の放棄を謳いながら、他国に実質的な脅威を与える安保法制を選びとった日本社会は、その延長戦上の次なる動きとして、9条自衛隊明記を目指し始めた。元来、自民党等の改憲右派勢力は自衛軍の設置を求めてきたが、自衛隊明記という一見妥協に見える形での明文改憲構想が打ち出されたのは、①自衛軍の設置という本当の目的を最終的に達成するためには、最初の改憲を必ず成功させる必要があり、②その第一段階として1954年に設置され、9条2項が禁じる戦力の保持にあたると指摘されながらも、現在にいたるまで現実的に存在し続けてきたことから、国民的合意を得やすいであろう自衛隊を憲法上の組織として規定し、③その成功をもって最終目標を目指すためであった。

それでは、朝鮮民主主義人民共和国をはじめとする他国への脅威を形成する元凶の一つである安保法制下で、自衛隊が憲法上の組織として明記されると、9条はいかなる性質を有する条項へと変わるのか。それは端的にいえば、平和条項とされてきた同条が海外での武力行使が任務の一つとして加えられた自衛隊の存在を示す安全保障条項に変わることを意味する。改憲右派勢力の中には、9条自衛隊明記の意味を、例えば、「『平和条項』であるとともに、同時に『防衛条項』ともなる」(日本政策研究センター代表 伊藤哲夫)と唱える者もいるであろう。しかし、9条1項と2項の観点、および上述の安保法制が対外的に与えたインパクトから考えると、平和条項としての性質が完全否定されることは明らかである。

3 私たちの視点から抜け落ちていること

本稿の最後に、上述の伊藤哲夫が述べる「防衛条項」について考察したい。防衛または自衛という発想は、戦場で武器を持って戦う兵士 (自衛官) による実際の攻撃を後押しする巨大な力を有するものである。上官の命令を受けようとも、「敵」に向けて、例えば銃の引き金を引いたり、攻撃のためのボタンを押すという行為は、一兵士にとってそれほど簡単なことではない。長年の訓練を受けた兵士でも、相手の生命を奪いかねないとなると、ためらいが生じる場合もあろう。その際に「防衛」「自衛」と言われれば、最後のためらいを吹き飛ばし、攻撃を正当化することにつながる。また、正当化される分、その攻撃がより残酷なものにもなりうる。

その結果、何が生じるのか。「敵」とされる「兵士」(非国家主体に対する武力行使も考えられるため、相手が正規軍とは限らない)のみならず、攻撃対象地域に住む多数の非戦闘員の

¹ 伊藤哲夫「『9 条加憲』で何が変わるのか - 改めて問う『自衛隊明記』の意味と意義」『明日への選択』2017 年 11 月号 13 頁。

住民を巻き込み、殺傷することも大いに考えられる。ここで抜け落ちてはならない重要な視点は、 攻撃される側の住民の立場になって考えるということである。 改憲をめぐる議論においては、こ の点が見事なまでに欠如している。

「防衛」「自衛」と聞けば、多くの人々は納得するだろう。だが、それは偏狭なナショナリズムや愛国心を支える国民国家体制の中で多用されてきた、多数の犠牲を生み出す武力行使を正当化する論理にすぎない。これは歴史が証明するところである。私たちが、9条自衛隊明記問題において考えるべきことは、①ひとを他者化し、排除や殺傷をもたらす偏狭なナショナリズムから脱却する努力をすること、および②軍事力を増長させて武力による威嚇や武力行使に近づくのではなく、憲法前文第3段が示す「他国と対等関係に立とうとする各国の責務」に基づき、相互に敬意を示した外交を通して、戦争や武力行使への道を防ぐ関係を築くことにあるのではないだろうか。

改憲問題対策法律家6団体連絡会の活動

弁護士 宮坂 浩

1 自民党は、2017年10月の総選挙で「自衛隊明記」を含む改憲4項目を公約の重 点項目に初めて掲げましたが、自民党を含む改憲勢力が3分の2を超える議席を維 持する選挙結果が出たことから、安倍首相は、公約に沿って自民党の改憲案を憲 法審査会に提出したいと述べて、改憲推進に意欲を示しました。

これを受けて自民党も、 改憲議論を加速化させるために憲法改正推進本部の体制を拡充し、 年明けをめどに憲法審査会に提案できる具体案をまとめるとしており、 2018年の通常国会では 「自衛隊明記」 を含む改憲議論が本格的に行われる状況です。

2 しかし、 自衛隊明記を含む改憲4項目に、 具体的にどのような問題があるのか についての議論は未だ十分には行われておらず、 そうした中で、 自民党の改憲案 が憲法審査会に提出されれば、 過去の特定秘密保護法、 安保法制、 共謀罪法の 時と同じように、 国会で十分な審議を行わないまま 「数の力」 で強引に改憲発議を行う危険性があり、 さらに欠陥法と指摘されている改憲手続法 (国民投票法) の下で、 改憲の是非についての民意が歪められる恐れがあります。

そこで、 法律家6団体連絡会では、 「立憲フォーラム」 (護憲派の超党派の議員連盟) に協力して、 ブックレット 「安倍改憲は許さん!」 を制作し、 あわせて院内集会を11月29日に参議院議員会館で開催しました。

ブックレットでは、「憲法と立憲主義」、「安倍政治と立憲主義」「9条に自衛隊の存在を明記する改憲案の本質と危険性」、「自民党が提起する9条以外の改憲案」、「総選挙後の改憲状況」の各章と「改憲手続法の展開と問題点」で構成されており、Q&A形式で分かり易く解説されています。

院内集会では、 慈恵医科大学教授の小沢隆一さんから 「9条を自衛隊に明記する 改憲案の本質と危険性」、 東海大学教授の永山茂樹さんから 「教育無償化・緊急 事態条項・合区解消」、 弁護士の田中隆さんから 「改憲手続法 (国民投票法) の危 険性」 について報告してもらいました。

※ なお、ブックレットは1冊100円 (10冊以上は送料無料) で、立憲フォーラムのURL (http://www.rikken96.com/) の申込用紙を使って取寄せることができます。

3 また、法律家6団体連絡会は、「安倍改憲NO!全国市民アクション」の実行委員会に参加し、市民と連帯した運動にも取り組んでいます。

全国市民アクションでは、3000万を目標に全国統一署名に取り組んでいますが、この目標数は、1982年の第2回国連軍縮特別総会 (SSDII) に向けて取り組まれた核兵器完全禁止と軍縮を求める署名の数 (約2900万) を超えるもので、これまで以上の幅広い取り組みが求められています。他方、改憲派の「美しい日本の憲法をつくる国民の会」も総選挙後に集会を開き、改憲推進の1000万署名と草の根運動の展開をしており、私たちもこれに負けない取り組みを行うことで、安倍改憲を阻止したいと考えています。

※ 署名用紙などが必要な場合には、全国市民アクションのURL (http://kaikenno.com/) からダウンロードして、広めて頂くようお願い 致します。

JALISA の活動に役立つ書籍紹介

清末愛砂・飯島滋明・高良沙哉・池田賢太編『ピンポイントでわかる 自衛隊明文改憲の論点』(GENJINブックレット 現代人文社・2017年12月刊)

弁護士 大熊 政一

安倍内閣による大義のない解散・総選挙の結果、与党である 自公だけで衆議院の3分の2を超えただけでなく、野党の中でも 9条改憲に積極的な勢力も合わせれば改憲派が8割を超えるようになったという異常事態の下で、安倍首相が現在進めようとしている憲法9条に自衛隊を明記しようとする明文改憲がいよいよ現実のものとして日程に上るようになっている。本書はこうした状況の下で、憲法9条1項、2項をそのままにしつつ、9条に自衛隊を明記するという改憲の問題点と危険性を極めて分かりやすく解説したブックレットであり、まさに今日の緊急の課題に応えようとするものである。



第1部で、今回の改憲提案の目玉である自衛隊を憲法9条に明記する改憲について、その狙いを明らかにするとともに、自衛隊の9条への明記がいかなる結果をもたらすのか、そのような憲法改正の必要性が真にあるのか (いわゆる立法事実が果たしてあるのか) を解明している。

第2部で、今回の改憲提案で示されているその他の明文改憲案である、緊急事態条項、高等教育の無償化、および参議院の合区解消と、それ以外に自民党が長年改憲のターゲットとしてきた憲法24条の改正 (家族の助け合いの明文化) と、公明党などが提唱してきた環境権や知る権利などの新しい人権の追加について、そのような改正の必要性がはたしてあるのか、逆にそのような改正によってどのような弊害が生まれるおそれがあるのかについて丁寧な説明がなされている。

そして第3部で、憲法改正国民投票法の問題点と、安倍内閣の手法が「ナチスの手口」に酷似していることを指摘するとともに、米軍基地が集中する沖縄と北海道にとって今回の明文改憲がいかなる影響をもたらすのかを明らかにして、我々国民が主権者としてとるべき道を指し示している。

第1部と第2部はQ&A方式で解説がなされているが、本書の特徴は、各項目について、いくつかの論点ごとに質問を掲げ、まずそれぞれの質問に対する端的な回答 (結論) をほぼ一言で述べる簡単なフレーズで示したうえで、その中味や理由を詳しく説明していくという手法がとられており、非常に理解しやすくなっている点である。また今回の9条改憲の影響を直接に受ける当事者の立場にあった元自衛官の貴重な意見を紹介したり、いくつかの項目について、より理解を深めるための書籍の簡単な紹介をしたりといった工夫がなされており、コンパクトながらも内容面で厚みを増している点である。

『痴愚神礼讃』や『平和の訴え』で知られるエラスムスの著作の1つに『戦争は体験しない者にこそ快し』と題する作品がある。本書を読んでいてふと思い起こされたのは、その表題となっている警句である。ここで「体験しない者」とは為政者のことを指している。戦争や暴力によって人間の尊厳が踏みにじられ、人びとの運命が狂わされるという現実を、なぜ安倍首相はリアリティーをもって認識できないのか、本書を読んでいて考えさせられたところである。

弁護士が行く!

イギリス ウェールズ留学記(後編)

弁護士 井上 啓



カーディフ裁判所

カーディフの裁判所はシティホールや博物館とならんで市内の真ん中にあります。入り口で金属探知機のゲート (東京地裁にあるやつ) を通り、その日の期日掲示板を見て、たまたま開廷していた刑事事件の法廷を傍聴しました。傍聴席は、裁判官に向かって左側にスタンド状になっていて20人くらいは座れます。その日は被告人の家族・友人と思われる方が4人いました。検察官と弁護人は2人並んで裁判官に正対して座っています。ドラマでは見たことがありましたが、裁判官、検察官、弁護人とも本当に白いカツラ (wig) をかぶっています (検察官は女性でした)。被告人はというと日本の法廷で傍聴席がある位置にアクリル板に囲まれた箱 (ドックdock) の中にいて、廷吏2人に脇

を固められています。裁判中、被告人はそこから一歩も出ずに、発言もドックの中に設置されたマイクを通じて行います。ただ、隙間があいていて、被告人がおそらく「反省文」と思われる文書をそこから弁護人に差し出し、弁護人がそれを裁判官に渡して、裁判官はそれを読んで、被告人に質問したりしていました。共犯2名を一緒に審理していましたが、陪審員はついていませんでした。罪名は強盗罪 (robbery) で、判決は懲役4年の実刑でしたが、イギリスでは日本と違い、陪審員制で裁判をするか、裁判官のみで裁判をするか被告人に選択権があるようです。

ところで、カーディフ市内には、カーディフ城があり時計塔がよく見えます。となりのビュート公園は城主・ビュート侯爵にちなむものですが、広大な園内にサッカー場やラグビー場が何面もあり、自然も多く残り野生のリスや鴨もたくさんいます。公園の中にはアフタヌーンティーで有名なお店「Pettigrew」があります。語学学校の近くにはパブ「Pen & Wig」があり、昼間からフィッシュアンドチップスでビールを飲んでいました(学割あり)。

カーディフ市内から出ていろいろ観光もしました。ウェールズ議会のあるカーディフ・ベイ、産業革命時代の石炭炭鉱遺跡ビッグ・ピット、クロムウェルが城を攻めて傾いた塔があるケーフェリー

城、ウェールズから出てローマ風呂遺跡で有名なバース、メルヘンのような小さな村が点在するコッツウォルズ (ウィリアム・モリスの愛したバイブリー村など) にも行きました。また、9月15日から17日まで「不思議の国のアリス」ゆかりの避暑地、北ウェールズのスランドゥノにディーゼル列車でひとり旅をしました。近くの古都コンウィには保存状態のよいことで知られるコンウィ城がそびえていました。



コンウィ城

それにしても、なぜ今、イギリスなのか。それは『僕らの社会主義』(ちくま新書1265、國分功一郎・山崎亮著)、『分解するイギリス-民主主義モデルの漂流』(ちくま新書1262、近藤康史著)、『労働者階級の反乱、地べたから見た英国EU離脱』(光文社新書、ブレディみかこ著)、『チャブ、弱者を敵視する社会』(海と月社、オーウェン・ジョーンズ著、依田卓巳訳) あたりに書かれていることが、まさに今の日本で起きているからなのです。(完)

横浜法律事務所で弁護士をしております相曽真知子と申します。2018年1月から事務局長としてお世話になります。

私とJALISAとの関わりは、弁護士になる前の司法修習生の時に、新倉修先生が講師を務めていらっしゃったJALISAの勉強会に参加したことが始まりでした。

もともと国際人権分野に興味があり、ロースクール時代にもベトナムに法整備支援のエクスターンに行く等しましたが、弁護士として国際人権分野に関わっていく具体的イメージを持つことができずにいました。

そんな中、JALISAに出会い、国際事件分野に取り組んでいらっしゃる弁護士の方々がいることを知り、視野がぱっと広がった気がしました。

弁護士になって1年目の2016年には、ネパールで開催されたCOLAPVIに参加させて頂き、「日本の貧困」について報告をしました。国際会議に参加するのも英語で報告するのも初めての経験で、とても緊張しましたが、各国の人権課題について直に聞くことができ、また各国の法律家の方々とつながりをつくることができたことは、大変貴重な経験となりました。

2017年2月·3月には、マーシャル諸島共和国での米軍基地調査に参加し、ビキニ環礁で行われた水爆実験の被害の実態や現在の米軍基地の状況について調査をしました。実際に被害に遭われた方からのお話や現地の方々の米軍基地に対する思いを聞き、米軍基地の根深い問題を再確認するとともに、実際に現地に赴いて調査することの意義を実感しました。

こうした活動は、JALISAに出会っていなければできなかったものだと思います。また、活動を通して、JALISAの大きな魅力は、これまで諸先輩方が積み上げてきてくださった各国の法律家との多様なつながりがあること、そして、JALISAの会員には、国際人権問題に熱心に取り組んでおられるたくさんの弁護士や学者、市民の方々がおり、皆さんと接する中で、非常に多くのことを学ぶことができることにあると感じました。

まだまだ未熟だらけの私に事務局長が務まるのか大変不安に思うところもありますが、皆様に ご指導頂きながら、助けて頂きながら、JALISAの魅力を大いに生かして尽力していきたいと思っ ています。どうぞよろしくお願いいたします! 「新会員紹介は、どうぞ気軽に書いてくださいね」と言われたものの、いざ書こうと思うとなかなか筆が進まない。これ!という題材があった方がいいのだが、頭を捻っても捻っても、出てこない時には出てこないものだ。

そうすると、後は直感に委ねて書き進めていくしかない。書いては消し、書いては消しを繰り返していると、少しずつページが埋まっていくものだ。どうぞ皆様には少しの間お付き合いを願いたい。

2011年12月に弁護士登録をして丸6年が経過した。この間を振り返ってみると、DV被害者のために、それなりの件数の事件を処理してきたと思う。最初から離婚事件をやろうと思って弁護士になったわけでもないし、ましてDV事件なんて。



きっかけは、登録1年目のとき。法テラスの相談だった。ご本人と一緒に支援者が同行された。 私にしてみれば、いつものように法律相談を行い、受任をし、事件を処理した。引越しの立会いやら、 面会交流の立会いやらしながら、協議離婚ができた事案だった。その後、その支援者は、同じよ うに避難されてきた方を連れて相談に来るようになった。おかげさまで、たくさんのDV事件に携 わらせていただいた。そこで、あることに気付いた。加害の態様の基本は、どの事案も同じだと いうこと。身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、性的暴力、経済的暴力。様々な形はあれど、 その根底にあるのは、支配と被支配の関係だった。その結果、被害者は無力感に苛まれている ことを知った。

話しは大きく変わる。

私は、2003年に小樽商科大学に入学した。イラク戦争が始まった直後だ。フランス留学から帰ったばかりの教員に連れられて、市民運動に参加するようになった。イラク戦争反対のデモにも参加したし、イラク派兵差止の名古屋訴訟の原告にもなった。名古屋訴訟は、「強いられたくない。加害者としての立場を。」が合言葉だった。この訴訟の画期的な名古屋高裁判決を私は北海道大学法科大学院生として聞くことになる。ちなみに、卒業論文は、平和的生存権をテーマにして執筆した。

その後、司法試験に合格し、北海道合同法律事務所で弁護士としてのスタートを切った。ここには、イラク派兵差止訴訟全国弁護団連絡会議の事務局長をしている佐藤博文弁護士がいた。私もイラク弁連に加入させてもらい、仙台での陸上自衛隊情報保全隊国民監視差止訴訟の弁護団として期日に参加したり、今現在札幌地裁に係属している南スーダン陸上自衛隊 PKO 派遣

差止訴訟の弁護団事務局長をしている。当時、かっこいいと思った弁護士とともに仕事ができる ことは望外の喜びだ。

また、佐藤弁護士は、北海道を始め全国各地で、自衛隊に関する事件をやっていた。入所直後の私も、陸上自衛隊真駒内駐屯地で、徒手格闘訓練中に亡くなった20歳の自衛官の事件に携わった(お父様の著書にちなみ「命の雫」事件と呼んでいる、)。また、自衛官のいじめ自殺事件を闘う全国弁護士やご遺族とも知り合うことになった。イラク弁連の事件といじめ事件を取り扱うことで、自衛隊の軍隊としての側面を強く意識するようになった。

こう振り返ってみると、弁護士になってからの6年間、あるいはそれ以前から、私は常に「暴力」あるいは「加害」と向き合い、「被害」を受けとめ、「平和」を追求していたということができるかもしれない。

日本国憲法の平和主義が踏みにじられ、戦争と軍隊保有を認める明文改憲が叫ばれる中、 国連で「平和への権利」宣言が採択されたことは、私にとって本当に嬉しい。そして、縁あって、 この宣言を国内外で強く推進してきた日本国際法律家協会に加入できることは光栄である。

これからも、家庭から世界まで、あらゆる規模の平和の実現を胸に取り組んでいきたい。どうぞよろしくお願いします。

査読論文募集

『インタージュリスト』に投稿しませんか - 査読付き論文等の投稿募集中-

2016年より、日本国際法律家協会は機関誌『インタージュリスト』(年4回発行) への査読付き 投稿制度を導入しました。投稿対象となるものは、本協会が活動対象としてきた①平和、②人権、 ③国際をキーワード/テーマとする学術論文ですが、関連する研究ノート、実践報告、資料等の 投稿も受け付けています。学術論文、研究ノート、実践報告の掲載については、査読で認められ る必要があります(資料他の投稿の場合、査読はありません)。字数は12000字以内です。

査読付きの投稿を希望される会員の方は、原稿提出の締切日 (毎年2月1日または8月1日) の3か月前までに、メールにて申し込みをしてください。申し込みの際は、①仮題、②要約 (1500字程度)、③名前、住所、電話、ファックス、メールアドレスの提出が必要となります。詳細は、同協会ホームページに掲載されている下記の投稿案内および投稿規程をご覧ください。

これまでに一本の論文の投稿があり、査読を経て、インタージュリスト190号に掲載されました。 会員の皆さまからの積極的な投稿を歓迎します。 (清末愛砂)

投稿申し込み先のメール (国際法律家協会事務局): jalisa@jalisa.info 投稿案内: http://www.jalisa.info/interjurist/images/navi/toukou.pdf 投稿規程: http://www.jalisa.info/interjurist/images/navi/kitei.pdf

JALISA活動日誌

		_	_
E (0)	ATE		145
	W.		

10月 22日 日本国際法律家協会·第3回理事会(大阪) 世界の米軍基地と平和への権利 ミコル・サビア来日集会(沖縄) 31日 11月 2日 世界の米軍基地と平和への権利 ミコル・サビア来日集会(名古屋) 世界の米軍基地と平和への権利 ミコル・サビア来日集会(東京) 4日 27~28日 南シナ海会議(ベトナム・ホーチミン) 28~30日 IADL執行部会議(ベトナム・ホーチミン) 12月 2日 COLAP執行部会議(ベトナム・ホーチミン) 9Η 日本科学者会議東京支部主催「第19回東京科学シンポジウム」にて 分科会 「国連平和への権利宣言とわたしたち」

今後の予定

9日

2月 1日 日本国際法律家協会・第1回理事会(東京)
4月 未定 平和への権利・国連ワークショップ(スイス・ジュネーブ)

日本国際法律家協会·第40回総会

春~夏 未定 COLAP執行部会議(インドネシア・バンドン)

編集後記

集団的自衛権の限定行使を認める2014年7月1日の閣議決定から3年7か月。この間、日本では、「積極的平和主義」という名の軍事主義が猛威をふるってきました。 海外での武力行使を可能とする安保法制(戦争法)の強行採決と施行、戦争体制に 異を唱える者たちへの弾圧手段としての共謀罪の導入。そしていま、私たちの目の前には日本国憲法の三大原理の否定につながる明文改憲(壊憲)が美し迫っています。

今年は、日本国憲法施行以来、最大規模の改憲阻止運動の展開が求められる年となるでしょう。平和条項である9条が海外での武力行使を可能とする安全保障条項に変わることをなんとしても阻止しなければなりません。日本国憲法の平和主義が泣くことになるか否かは、改憲を憂慮する私たちのネットワーク化と行動にかかっています。今年の『インタージュリスト』では、人権に基づく平和と国際的な視点から改憲問題について積極的に取り上げていきます。会員の皆さまからの関連原稿の投稿も大歓迎です。ともに手を取り合いながら、がんばりましょう。(清末愛砂)